

公益財団法人日本水泳連盟

日本代表水泳選手団行動規範

【趣 旨】

日本代表選手が公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）「競技者資格規程」第2条に基づき行動し、わが国の水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

【行動規範】

1. 日本代表水泳選手団は、日本国民を代表するにふさわしく、礼儀と規律を遵守し、社会の模範となるべき選手・役員であること。
2. 日本代表水泳選手団は、活力ある日本水泳界の代表にふさわしく、かつ参加各国との友好と親善に寄与できる選手・役員であること。
3. 日本代表水泳選手団は、日本国民および日本水泳界の期待に応えるべく、飽くなき向上心を持った選手・役員であること。

【基本方針】

- ① 選手・役員は上記の行動規範を自覚し、行動する。
- ② 違法行為および日本代表の名誉や信用を損なうような行為、発言を慎む。
- ③ 選手は各自の目標を設定し、決意を新たに大会に臨む。
- ④ 役員・スタッフは、チーム内での役割を認識し、指導などに全力を尽くす。
- ⑤ 開催地関係者の非礼にあたらないう、マナーやエチケットに注意を払う。
- ⑥ 国旗掲揚時には、起立・脱帽のうえ国旗に注目し、敬意を表する。
- ⑦ 日本国国歌「君が代」の斉唱時には、国歌を斉唱する。
- ⑧ 公式行事、渡航、大会出場に際しては、指定された衣類などを着用する。
- ⑨ 本連盟「競技者資格規程」を遵守する。

以 上

公益財団法人日本水泳連盟
日本代表水泳選手団
社会的規範に関するガイドライン

【趣旨】

日本代表水泳選手団の行動規範は、以下のとおりである。

1. 日本代表水泳選手団は、日本国民を代表するにふさわしく、礼儀と規律を遵守し、社会の模範となるべき選手・役員であること。
2. 日本代表水泳選手団は、活力ある日本水泳界の代表にふさわしく、かつ参加各国との友好と親善に寄与できる選手・役員であること。
3. 日本代表水泳選手団は、日本国民および日本水泳界の期待に応えるべく、飽くなき向上心を持った選手・役員であること。

日本代表水泳選手団員は、これら行動規範に基づき、水泳界、ひいては社会における憧憬の的となるよう、考え、行動することが求められる。同時に、日本代表水泳選手団員は、日本を代表する者であるとの自覚を持ち、自らを律し、誰からも応援される選手・役員であることを目指さなければならない。

これらのことは、競技中はもちろん、それ以外の場面においても変わることはない。

以上の趣旨から、本連盟は、本ガイドラインを定め、日本代表選手団に対して、社会的規範の遵守を強く期待するものである。

【遵守事項】

1. 日本代表水泳選手団（以下「日本代表チーム」という。）の活動（合宿、練習、ミーティングなど）には必ず参加する。ただし、日本代表チームの監督（以下「監督」という。）もしくは日本代表チームのヘッドコーチ（以下「ヘッドコーチ」という。）が「やむを得ない事情によるもの」と認めた場合は、その限りではない。
2. 日本代表選手として指定された行事（記者会見、壮行会、挨拶廻り、祝賀会など）には必ず参加する。
3. 日本代表チームの活動・行事において、監督もしくはヘッドコーチにより定められた時刻（集合時間、門限など）を厳守する。
4. 日本代表チームとしての合宿および大会期間中の宿舎から外出する際には、必ずスタッフの了承を得るものとし、監督もしくはヘッドコーチにより定められた門限を厳守する。また未成年者の単独での外出は禁止する。
5. 本連盟および公益財団法人 日本オリンピック委員会からの要請があったときには、指定の衣服などを着用する。
6. 刺青は禁止とする。
7. 日本代表チームとしての合宿および大会期間中の飲酒を伴う場所での20歳未満の同席は禁止とする。
8. 日本代表チームとしての合宿および大会期間中の宿舎においては、緊急の場合を除き、男子選手による女子選手の部屋への立ち入り、および女子選手による男子選手の部屋への立ち入りを、それぞれ禁止する。チームメイトとしての交流・親睦は、共有のスペースで行う。
9. その他、監督もしくはヘッドコーチが定めた指示事項を遵守する。

【違反選手に対する処分】

1. 日本代表選手団員が、前記の行動規範または遵守事項に違反し、かつ本連盟競技者資格規程第10条（違反競技者に対する処分）の各項のいずれかに該当すると認められたときは、同規程に基づき処分を行う。
2. 前項に定める他、監督・ヘッドコーチの報告に基づき、必要に応じて本連盟競技力向上事業担当役員または担当専門委員長は、次の処分を行うことができる。
(1) 日本代表チームの活動・行事に参加することを停止し、謹慎させること

- (2) 日本代表チームから除外すること
- (3) その他、違反の程度に相当する懲戒
- 3. 前項の処分に際しては、競技力向上事業担当役員または担当専門委員長は、速やかに理事会に報告する。また、当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与える。

【附 則】

- 1. 本ガイドラインは、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日より実施施行する。
- 2. 本ガイドラインは、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。
- 3. 本ガイドラインは、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。
- 4. 本ガイドラインは、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。
- 5. 本ガイドラインは、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日より一部改定し施行する。
- 6. 本ガイドラインは、令和 7 (2025) 年 3 月 5 日より一部改定し施行する。

公益財団法人日本水泳連盟
2026 年度 日本代表選手肖像等使用に関する方針

公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）により派遣される日本代表選手は、日本代表チームの一員として活動するにあたり、以下の項目を理解し、これを順守しなければならない。

記

【基本原則】

1. 本連盟「競技者資格規程」を遵守する
2. 参加する国際大会の主催者（IOC、AQUA 等）の競技会規則を遵守する
3. オリンピックその他の公益財団法人日本オリンピック委員会の派遣対象である競技会に日本代表選手となった場合は、日本代表選手の肖像権利用については公益財団法人日本オリンピック委員会が定める規則を遵守する

【細則】

1. 本連盟におけるプロモーション活動および本連盟の企画する水泳競技普及・振興活動に協力し、肖像などを無償で使用することを許諾する。
2. 本連盟のマーケティング活動において、本連盟スポンサー企業等の広告・販促活動に協力し、肖像などを使用することを許諾する。その対価として本連盟に支払われる報酬等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。
3. 国内外での大会への出場およびイベントへの出演時に本連盟、ハイパフォーマンススポーツセンターによって収められた映像などの著作権は撮影元に帰属する。したがって、該当する映像の無断での二次使用は禁止する。
4. 日本代表選手として指定された行事（記者会見、壮行会、挨拶廻り、祝賀会など）には参加する。また、所属企業を含む肖像などの使用契約が存在する場合であっても、日本代表選手として活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟及び本連盟スポンサーが優先されることを承認する。
5. 日本代表選手としての肖像等使用期間は2026年度日本代表発表時から2027年度日本代表発表時までとする。なお、この間に現役を引退した場合にも肖像などが使用されることを承諾する。

以 上

公益財団法人日本水泳連盟
日本代表水泳選手団
メディア活動に関するガイドライン

【趣 旨】

「総務省 令和 7 年度 情報通信白書 インターネット利用状況」によると、2024（令和 6）年のインターネット利用率（個人）は 85.6% となり、端末別のインターネット利用率は「スマートフォン」（74.4%）が最も高く、ソーシャルメディアは日常生活上ますます身近なものとなってきています。

このような社会環境の変化に伴い、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、日本代表選手およびスタッフを対象に、ソーシャルメディアの個人利用における積極的な情報発信の推進を図るとともに、適切なリスクマネジメントを講じることを目的とし、ソーシャルメディアの特性を踏まえたメディア活動の基本原則を示します。

* ソーシャルメディアとは、個人のウェブサイト、ブログ、X、instagram、facebook、YouTube など、ネット上で自ら情報発信していくメディア全般を指します

記

【基本原則】

1. 本連盟「競技者資格規程」を遵守する
2. 参加する国際大会の主催者（IOC、AQUA 等）の競技会規則を遵守する
3. オリンピックその他の公益財団法人日本オリンピック委員会の派遣対象である競技会に日本代表選手となった場合は、日本代表選手の肖像権利用については公益財団法人日本オリンピック委員会が定める規則を遵守する

【細則】

1. 水泳界の発展につながる情報は積極的に共有する
2. 日本代表としての自覚を持ち、誠実で品位ある発言をする
3. 他者の批判は慎む
4. チームやチームメートに不利となる機密情報の漏洩を回避する
5. やらせ行為及び誤解を招く発言は回避する
6. 本連盟スポンサーのマーケティング活動を阻害するような発言は慎む
7. 著作権や肖像権など第三者の権利を尊重する
8. 「見られている」意識をもち、投稿内容を慎重に確認する
9. 一度公開した情報は完全な削除が出来ないと認識する
10. 特定の者にしか公開しない投稿であっても、不特定多数人に伝播する可能性があることを認識する
11. 水泳競技に関する意見を述べる際は、必ず一人称で記載する

以 上